

## 手話の啓発及び手話教室の実施について（案）

### 1. 目的

市民や事業所に対し、手話の啓発及び手話教室を実施することで、聞こえや手話への理解を深め、聞こえない人と聞こえる人が地域で互いに支え合うまちづくりを推進する。

### 2. 実施方法

手話教室等を受講し、聞こえや手話への理解を深め、簡単な手話ができる者を「宍粟市手話アンバサダー」として認定する。

また、奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を終了した者を「宍粟市手話サポーター」、手話教室を継続して実施する事業所を「宍粟市手話啓発協力事業所」として認定する。

認定を受けた者及び事業所は、聞こえや手話について正しく理解し、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、聞こえない人への配慮や支援をするなど、手話の啓発や普及に努める。

### 3. 認定

【対象】 宍粟市に在住・在勤・在学の者及び宍粟市内の事業所

【認定方法】 認定基準を満たす者及び事業所に認定バッジ等を交付する（認定登録申請要）。

【認定基準】

	認定基準	備考
宍粟市手話アンバサダー	・手話教室講師派遣事業で実施する手話教室を受講している（手話で挨拶ができる／日常生活や窓口で使う簡単な手話ができる）	・認定バッジ及び認定カード交付
宍粟市手話サポーター	・手話奉仕員養成講座（入門編）修了者 ・手話奉仕員養成講座（基礎編）修了者	・認定バッジ交付
宍粟市手話啓発協力事業所	・手話教室を年に1回以上実施している	・認定ステッカー交付 ・認定証交付 ・市のホームページで公表

※金融機関や販売店などの窓口で手話を使う方を中心にアンバサダー認定をめざす。

聞こえない人の支援及び手話の啓発のため、認定バッジを目につくところにつける。

### 4. 認定デザインの決定

認定デザイン（案）を作成し、イベントでの投票により決定する。